令和９年度庄原市 保育所等入所申込のしおり

（子ども・子育て支援制度　２号・３号認定用）

この案内には、庄原市における保育所等【①保育所　②認定こども園　③地域型保育事業】の支給認定申請、利用申請に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

保育所等とは

保　育　所

保育所とは、保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

地域型保育事業

事業所の保育施設などで保育所より少人数の単位で保育する施設

もくじ

１　入所申込の条件･･････････････････････････････　P2
２　保育年齢区分････････････････････････････････　P2
３　保育の必要量の認定･･････････････････････････　P3
４　保育所等利用申込受付････････････････････････　P4
５　申込に必要な書類････････････････････････････　P4
６　入所審査････････････････････････････････････　P6
７　入所承諾（不承諾）等の決定･･････････････････　P6
８　入所決定後の届出と注意事項･･････････････････　P7
９　延長保育････････････････････････････････････　P7
10　土曜日保育･･････････････････････････････････　P8
11　保育料と納付の方法･･････････････････････････　P９
12　保育所等一覧････････････････････････････････　P12



1．入所申込の条件

≪入所申込できる児童≫

保護者のいずれもが下記の保育を必要とする事由に該当し、家庭で児童を保育できないことが認められること。

■保育を必要とする事由

□ 就労している場合

（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

※庄原市では、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限を１ヶ月あたり４８時間で定めています。

□ 妊娠中であるかまたは出産後間がない場合

□ 保護者が病気の状態にあるか、障害がある場合

□ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護をしている場合

□ 震災・風災害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合

□ 求職活動を行っている場合

□ 就学している場合

□ 虐待やDVのおそれがある場合

□ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

□ その他、市長が認める上記に類する状態にある場合

※下の子に手がかかるから、集団生活に慣れさせたい、友だちをつくりたいから等は入所要件になりません

※産休・育休復帰の場合は復帰日の２週間前より保育所の入所が可能となります

2．保育年齢区分

保育所等の入所枠及び保育料は、下記の表に掲げる保育年齢により決定します。
なお、年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育年齢は変わりません。

【令和９年度保育年齢区分表】

児童生年月日	保育年齢
令和８年４月２日生 ～　令和９年４月１日生	０歳児
令和７年４月２日生 ～　令和８年４月１日生	１歳児
令和６年４月２日生 ～　令和７年４月１日生	２歳児
令和５年４月２日生 ～　令和６年４月１日生	３歳児
令和４年４月２日生 ～　令和５年４月１日生	４歳児
令和３年４月２日生 ～　令和４年４月１日生	５歳児

3. 保育の必要量の認定

「子ども・子育て支援制度」では、制度の対象となる保育所や幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業を利用するにあたって、庄原市が次の３つの区分（１・２・３号）の支給認定を行います。

また、保育の必要性のある児童（２・３号認定＝保育認定）については、保育の必要量により、さらに利用（保育）時間を２つの区分「保育標準時間（１１時間）」と「保育短時間（８時間）」に認定します。

実施年齢	保育の必要性	支給認定区分			利用できる施設・事業
3～5 歳	保育の必要なし	１号認定	教育認定	教育標準時間	・認定こども園（教育利用） ・幼稚園
3～5 歳	保育の必要あり	２号認定	保育認定	保育標準時間（11 時間）	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育事業
				保育短時間（８時間）	
0～2 歳		３号認定		保育標準時間（11 時間）	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用） ・事業所内保育事業（地域枠）　等
				保育短時間（８時間）	

※保育時間のイメージ　（例）開所時間　7:30～19:30

■保育認定（２・３号）

区分	保育の必要量	保育を必要とする事由
標準時間認定	保育標準時間利用　１１時間 ／ 延長保育【有料】 7:30　18:30　19:30	就労（月 120 時間以上） 介護・看護、就学、出産の前後、 病気・障害、災害復旧、虐待・DV　等
短時間認定	延長保育【有料】 ／ 保育短時間利用　8時間 ／ 延長保育【有料】 7:30　8:30　16:30　19:30	就労（月 48 時間以上 120 時間未満）、 求職活動

・２・３号の認定申請は、施設の利用希望申込と同時に行い、審査・認定します。

・１ 号の認定申請は、認定こども園へ利用希望申込と同時に行い、認定こども園を通じて庄原市が認定します。

・認定証が交付される場合でも、保育所のクラス定員に余裕がない場合や、保育所等の体制が整わない場合など、入所できないことがあります。

・保育の必要な事由の変更により認定区分を変更する場合は、再度、認定申請が必要です。

（保育認定時間の変更については、変更届を提出された翌月より変更が可能となります。）

・開所時間帯及び保育時間は、各保育所等で異なります。各保育所等にお問合せいただくか、各保育所の一覧でご確認ください。

4. 保育所等利用申込受付

■令和９年４月１日からの入所を希望する場合

■令和９年４月2日～4月３０日からの入所を希望する場合

【受付期間】　令和８年１１月１６日（月）～ 令和８年１２月１８日（金）
ただし、土・日・祝日を除く
【受付時間】　９時００分　～　１６時４５分
【受付場所】　庄原市役所　子育て応援課（2F）　及び　各支所担当室（西城支所はしあわせ館）

必ず受付期間内に申込みをしてください。期間内に申込みがなかった場合、５ 月以降の入所となる場合があります。

■年度途中（令和９年5月以降）で利用を希望される場合

【受付期限】　利用を希望する月の前々月末日まで　※先着順ではありません。
【受付時間】　９時００分　～　１６時４５分
【受付場所】　庄原市役所　子育て応援課（2F）　及び　各支所担当室（西城支所はしあわせ館）

5. 申込に必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等利用申請書

※A4 両面印刷 ２枚組

※申請児童１名につき１組の提出が必要です。

② 保育が必要なことを証明する書類　㊐：指定様式

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就労（自営も含む）	就労証明書㊐	内定の場合は内定通知書
妊娠・出産	母子健康手帳（写し）	次の内容がわかるページの写し 妊娠…表紙と出産予定日、出産…表紙と出生届出済証明
疾病・障害	診断書等	疾病…診断書 障害…身体障害者手帳、療育手帳等のコピー
病人の看護等	介護・看護申立書	看護等を要すると認められる書類
災害の復旧	罹災証明	
求職活動	求職活動申立書㊐	ハローワークカード又は雇用保険受給者資格証のコピー
就学	就学申立書㊐	在学証明書等

※兄弟姉妹で２人以上申請する場合には、「保育が必要なことを証明する書類」は事由ごとに１通で構いません。

③ その他

新規入所（途中入所）の方は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、支給認定申請書に個人番号を記入していただく必要があります。また、窓口に提出する際に「本人確認」と「番号確認」を行いますので、以下のものをご用意ください。

≪個人番号の利用目的≫

マイナンバー法の施行に伴い、次の利用目的に掲げる事務において、個人番号が必要になります。

なお、提供いただいた個人番号は当該事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務

・資料の提供等の求めに関する事務（保育料算定に係る収入調査 等）
・支給認定に関する事務

≪提出時に用意していただくもの≫

■**申請者本人**が窓口で提出される場合

・本人の「個人番号カード」または「通知書カードと写真つき公的身分証明書（運転免許証等）」
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は２種類

■**代理人**が窓口で提出される場合

・委任状　※「支給認定申請書 兼 利用申請書」の委任状に署名・押印
・代理人の「写真つき公的身分証明書（運転免許証等）」
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は２種類

6. 入所審査

≪優先保育の基準≫

庄原市が定める「保育の必要性の認定に関する要綱」に基づき、優先的に保育を必要があると認められる児童から順に、希望保育所への入所を決定します。

- □ 母子及び父子世帯
- □ 保護者の失業により速やかに就労を必要とする世帯
- □ DV 被害
- □ 精神及び身体障害を有していること
- □ 保護者が育児休業から復職または復職の予定であること
- □ 兄弟姉妹がいる保育所等に同一入所する場合
- □ 地域型保育事業（事業所内保育事業等）による保育を受けていたこと

※第１希望に入所できない場合、事前に保護者へ調整の連絡（電話）をします。

※申込書類の不足・項目の未記載がある場合は、正しく審査できませんので、不備等ないようにしてください。

≪申込後の変更について≫

申込み内容に次の変更がある場合は、早急に 子育て応援課 または 各支所担当室 まで届出が必要です。

①希望保育所・期間の変更
②住所・家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）の変更
③入所要件（勤務先変更・就労状況の変更・退職等）の変更
④辞退（申込みの取下げ）の場合

7. 入所承諾（不承諾）等の決定

≪入所審査（保育認定）結果の通知方法≫

新年度（４月）入所については、２月下旬に結果を下記の方法で通知します。

- 新規（転所）児童　→　郵送
- 継続児童　→　保育所で手渡し

年度途中（令和９年５月以降）で利用を希望される場合は、すべて郵送します。

≪入所辞退について≫

入所承諾が決定された後、入所を辞退する場合は、すみやかに「辞退届」を提出してください。

≪入所待機について≫

① 入所待機になった場合は、申込辞退のない限り、令和 10 年３月入所審査までは毎月の審査対象とし、入所可能となったときのみ通知（連絡）します。

② 待機中に保育を必要とする事由、希望保育所や家族構成などの変更がある場合は、その都度、子育て応援課 または 各支所担当室 へ連絡が必要です。

8. 入所決定後の届出と注意事項

≪退所・長期休所について≫

退所・長期休所（継続して15日以上の休所）する場合は、「退所届」または「休所届」を保育所へ提出してください。なお、継続して１ヶ月以上休所をしたときは、１月単位として保育料を半額減免します。

≪家庭状況等の変更がある場合≫

次の変更がある場合は、早急に保育所、子育て応援課または各支所担当室へ届出が必要です。

①住所、家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）の変更

②入所要件（勤務先変更・就労状況の変更・退職等）の変更

※支給認定時間の変更は、届け出があった翌月から対象となります。

≪保育を必要とする事由を求職活動としている場合≫

３ヶ月ごとに「求職活動申立書」を提出し、求職活動の状況を報告してください。未提出の場合は庄原市から通知します。さらに提出のない場合には、退所を求めることとなるのでご注意ください。

また、就職が決定となった際には、就労証明書の提出が必要です。

≪給食について≫

３歳未満児については、主食・副食・おやつ、３歳以上児には副食・おやつの給食を行っています。３歳以上児の主食（ごはん）は各保育所で取扱いが異なりますので、保育所へお問い合わせください。

（例：主食の持参　主食代の徴収　等）

【除去食について】

食物アレルギーによる除去食が必要な場合は、医師の意見書を添付のうえ、除去食の申込みを行ってください。申込書は、子育て応援課、各支所担当室及び保育所にあります。

9. 延長保育

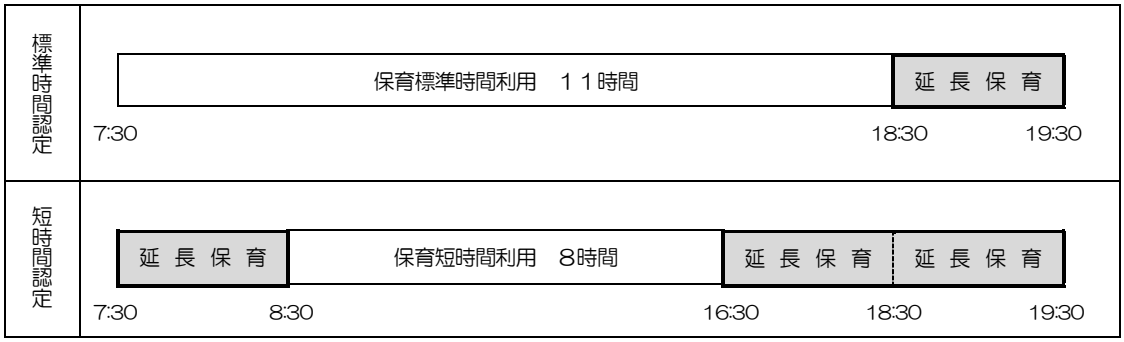
保護者の就労状況や家庭の状況等により、保育時間を延長することがやむを得ないと認められる場合、保育標準時間（11 時間）を超える時間帯および保育短時間（8 時間）を超える前後の時間帯を利用できます。

■利用時間・延長保育負担金

１時間あたり200円（ただし、１階層または２階層の保育料に該当する場合は半額）

※延長保育負担金は第３子以降についても発生します。

※幼児教育・保育の無償化対象外です。



■利用申込み

延長保育を利用しようとする 10 日前までに、「延長保育利用申込書」を保育所へ提出してください。

■延長保育負担金の請求・納付方法

・当月分の延長保育負担金は、翌月の２０日ころまでに請求をします。
・請求書と一緒に納付書を送付します。保育料と同様の支払場所で納付をお願いします。
・口座振替を希望される場合は、保育料とは別に金融機関で手続きが必要です。
〔手続きに必要なもの：預金通帳、届出印〕

10. 土曜日保育

土曜日に保育所を利用する場合は、保育所に申出が必要です。
申込方法は、各保育所へお問い合わせください。

11. 保育中の事故発生時の傷害保険

■庄原市では保育中において発生した事故対応として、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入いたします。掛金は庄原市が負担いたします。

■保険対象

①保育中に事故が発生し、病院受診したもの
②病院で支払った医療費が 500 点を超えるもの

■申請必要書類

①医療等の状況（受診した病院で発行してもらいます）
②口座振替依頼書
③診察費請求領収書の写し

※保育所入所申込をされた時点で、保険加入の保護者承諾といたします。加入を希望しない方は、入所月中に子育て応援課まで申し出てください。

※保険請求の詳細については、事故発生時に保育所より説明いたします。なお、この内容は公立保育所利用の場合に限ります。

12. 保育料と納付方法

≪保育料について≫

３ 号認定の方は、保護者の課税状況に応じて保育料が必要です。（10 ページの基準額表に記載）ただし、第２子は半額、第３子以降は無料となります。保育料が必要な方は、４月中旬と９月中旬の年２回、保育料について通知いたします。

■２号認定（３歳から５歳児）

幼児教育・保育の無償化により、令和６年４月１日までに生まれたお子さんは保育料が無償となります。なお、年度の途中で３歳の誕生日を迎えても、その年度の３月３１日を経過するまでは、市民税の課税状況に応じて保育料を決定します。

また国の無償化対象外となる副食費分は、市独自の負担軽減により無料となります。

■３号認定（０歳から２歳児）

下表のとおり保育料を負担していただきます。

<table>
<tr><td rowspan="7">保育料の決定方法</td><td colspan="2">保育料は公立保育所・私立保育所・認定こども園のいずれも同じ計算方法で決定します。</td></tr>
<tr><td>年齢区分</td><td>年齢は４月１日時点の児童の満年齢で区分をします。
年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分はかわりません。</td></tr>
<tr><td>階層区分</td><td>保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母(世帯状況によって祖父母等も含みます)の市民税額の合計額によって決定します。
４月～８月分は前年度の市民税額に基づく保育料、９月～３月分は当年度の市民税額に基づく保育料となります。</td></tr>
<tr><td>保育必要量</td><td>支給認定を受けた保育必要量（保育標準時間、保育短時間）により保育料が異なります。</td></tr>
<tr><td>幼児教育・保育の無償化</td><td>４月１日時点で３歳に達したお子さん及び、０～２歳のお子さんで市民税非課税世帯の保育料は無償となります。
認定こども園は、満３歳の誕生月以後、１ 号認定への変更認定を受けると保育料が無償となります。</td></tr>
<tr><td>第１子</td><td>母子・父子等世帯で３～９階層に該当する場合は減額します。</td></tr>
<tr><td>第２子及び
第３子以降</td><td>第２子の保育料は半額です。
ただし、母子・父子等の世帯で 3～9 階層に該当する場合は無料です。
第３子以降の保育料は無料です。</td></tr>
</table>

子ども子育て支援制度における令和９年度保育所使用料基準額表

【３号：保育認定】

階層区分	世帯の課税額 市民税額	保育料（月額：円） ３歳未満の児童（３号）				
		第１子		第２子（半額）		第３子以降
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	無料
2	非課税世帯	0	0	0	0	
3	均等割のみ課税	10,100 (4,500)	9,500 (4,200)	5,050 (0)	4,750 (0)	
4	所得割課税額 10,000 円未満	11,000 (4,950)	10,500 (4,700)	5,500 (0)	5,250 (0)	
5	30,000 円未満	13,000 (5,950)	12,500 (5,700)	6,500 (0)	6,250 (0)	
6	48,600 円未満	16,000 (7,300)	15,500 (7,200)	8,000 (0)	7,750 (0)	
7	60,700 円未満	18,000 (7,400)	17,500 (7,300)	9,000 (0)	8,750 (0)	
8	72,800 円未満	23,000 (7,450)	22,500 (7,350)	11,500 (0)	11,250 (0)	
9	77,101 円未満	25,000 (7,500)	24,500 (7,400)	12,500 (0)	12,250 (0)	
10	84,900 円未満	25,000	24,500	12,500	12,250	
11	97,000 円未満	29,000	28,500	14,500	14,250	
12	115,000 円未満	33,000	32,500	16,500	16,250	
13	133,000 円未満	37,000	36,000	18,500	18,000	
14	169,000 円未満	42,000	41,000	21,000	20,500	
15	213,000 円未満	46,000	45,000	23,000	22,500	
16	257,000 円未満	48,000	47,000	24,000	23,500	
17	301,000 円未満	51,700	50,700	25,850	25,350	
18	397,000 円未満	54,100	53,100	27,050	26,550	
19	397,000 円以上	56,700	55,700	28,350	27,850	

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※（　　）内の使用料について

①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯

②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯

③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯

※ 国の制度改正により、保育料が変更になる場合があります。

≪保育料の決定通知について≫

①４月から入所する児童分の保育料は、下記の時期に郵送します。

４月～８月分　→　４月中旬

９月～３月分　→　９月中旬

②５月以降に入所する児童分の保育料は、入所承諾書等と同時に入所月分から８月分または３月分までの保育料　決定通知書を郵送します。

③保護者変更（婚姻・離婚などによる）、市民税の更正等がある場合は、随時変更することがあります。

・保護者変更による保育料変更　→　変更のあった月の翌月から保育料変更

・市民税の更正による保育料変更　→　さかのぼって全ての月分の保育料を変更

≪保育料の納付先と納付方法≫

■認定こども園、地域型保育事業

納付先は各園・事業所です。納付方法は各園・事業所へお問い合わせください。

■保育所

納付先は庄原市です。納付方法は次のとおりです。

①「納付書」による納付

・庄原市が保育料決定通知書と同時に送付する納付書により、庄原市役所、金融機関（※1）窓口、コンビニまたはスマホ決済アプリ（※2）で納期限までに納付してください。

②「口座振替」による納付

・事前に市内の金融機関※の本店・支店窓口で手続きをしてください。

〔手続きに必要なもの：預金通帳、届出印〕

・当月分の保育料を月末日に振替します。

ただし、振替日が休日の場合は翌営業日になります。

（※1）取り扱い金融機関

ひろしま農業協同組合、広島銀行、中国銀行、広島みどり信用金庫、しまなみ信用金庫、中国労働金庫、両備信用組合、ゆうちょ銀行

（※2）スマホ決済アプリ

ＰａｙＢ、ＰａｙＰａｙ、ｄ払い、ａｕＰａｙ、楽天ペイ、ＡＥＯＮ　Ｐａｙ



13. 保育所等一覧

【保育所】　（令和8年11月現在）

地域	施設名	区分	所在地 電話番号	平日・土曜日 開所時間	延長保育 時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立 （指定管理）	三日市町24 0824-72-0317	7:30～18:30	～19:30	200	6ヶ月～
	高	市立 （公営）	高町2075-6 0824-72-2277	7:30～18:30		45	1歳～
	峰田	市立 （公営）	春田町13-2 0824-78-2814	7:30～18:30		45	1歳～
	敷信みのり	市立 （指定管理）	板橋町2243 0824-72-0828	7:30～18:30	～19:30	126	6ヶ月～
	三日市	市立 （指定管理）	上原町1844-16 0824-72-3917	7:30～18:30	～19:30	80	6ヶ月～
	七塚	市立 （公営）	田原町10-7 0824-74-1039	7:30～18:30		45	1歳～
	山内	市立 （公営）	山内町774-3 0824-74-0400	7:30～18:30		45	1歳～
	庄原北	市立 （指定管理）	川北町19-6 0824-72-2800	7:30～18:30	～19:30	75	6ヶ月～
西城	西城	市立 （指定管理）	西城町大佐724-1 0824-82-2931	7:30～18:30	～19:30	75	6ヶ月～
東城	東城	市立 （指定管理）	東城町川東1343 08477-2-2070	7:30～18:30	～19:30	170	6ヶ月～
	田森	市立 （公営）	東城町粟田1707-3 08477-2-3674	7:30～18:30		35	1歳～
口和	みどり園	市立 （公営）	口和町湯木83-1 0824-87-2646	7:30～18:30		60	6ヶ月～
	聖慈	私立	口和町大月463-1 0824-87-2624	7:30～18:30		20	6ヶ月～
高野	高野	市立 （指定管理）	高野町新市1289 0824-86-2027	7:30～18:30	～19:30	60	6ヶ月～
比和	比和	市立 （公営）	比和町比和535-1 0824-85-2608	7:30～18:30		60	6ヶ月～
総領	総領	市立 （指定管理）	総領町下領家71 0824-88-2701	7:30～18:30	～19:30	60	6ヶ月～
【幼保連携型認定こども園】							
東城	小奴可こども園	私立	東城町小奴可2530-1 08477-5-0031	2号３号認定(保育認定) 7:20～18:20 1号認定(教育認定) 8:30～14:00	～18：50 ～18：50	25 10	3ヶ月～ 3歳～
【地域型保育事業】							
庄原	タンネの森	※事業所内保育 (地域枠)	西本町2-8-11 0824-74-6636	7:30～18:30	～19:00	5	6ヶ月～2歳
東城	ぽんぽこ山保育園	小規模保育	東城町森149-2 08477-4-0501	7:30～18:30		19	6ヶ月～

■市立保育所の申込人数が10人に満たない場合、休所となる場合があります。

■※地域型保育事業施設の入所を希望する方は、事前に施設へ受け入れ状況を確認のうえ、申込みをしてください。



☆保育所等入所についてのお問い合わせ☆

庄原市役所	健康福祉部	子育て応援課	児童福祉係	TEL	0824-73-1192
西城支所	地域振興室	0824-82-2202	高野支所	地域振興室	0824-86-2115
東城支所	地域振興室	08477-2-5131	比和支所	地域振興室	0824-85-3001
口和支所	地域振興室	0824-87-2112	総領支所	地域振興室	0824-88-3063